

憲法 9 条を死文化する

「敵基地攻撃能力保有」に反対しよう

イージス・アショアの配備断念を契機に、自民党は、「相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有」などを求める提言を政府に提出し、辞任を表明した安倍首相も保有について具体化を進めるとしている。「敵基地攻撃能力保有」の問題点について、10月8日、飯島滋明さんに講演をしていただきましたので報告します。

そもそも、イージス・アショアなど新しい兵器を導入するのは現場（自衛隊）から声を出して、政治で決める。国会で議論し、閣議決定をして、防衛計画の大綱と中期防に反映されるというのが通常。イージス・アショアはトランプと安倍で決めた。

2018年アメリカのシンクタンクの論文で「太平洋の盾：巨大なイージス駆逐艦としての日本」というのが出ている。南西諸島などへの自衛隊配備は、沖縄島・奄美大島を全部自衛隊で塞いでしまい、中国の潜水艦を太平洋に出てこられなくするというアメリカの軍事戦略を支えている。イージス・アショアについては、米国本土を脅かすミサイルをはるか前方で追跡できる能力をもっており、それによって、米国の国土防衛に必要な高額な太平洋レーダーを建設するためのコストを削減」といっている。イージス・アショアは日本防衛するものではない。

1. 「敵基地攻撃」は軍事的に実現可能か

「索敵」と言って、どこから発射されるのかを探さなければならない。移動式や潜水艦から発射されるミサイルを日本は見つける手段を持っていない。静止衛星での偵察機でも無理なので日本には手段がない。防衛白書には、事前に把握するのは困難と書いてある。朝鮮民主主義共和国はミサイル 200 発くらい持っている。全部潰すのは物理的に不可能。例えば F2 とか F35 に射程距離 500 キロのミサイルを持っているが、どこを攻撃するのは日本はわからない。アメリカの情報提供を受けることになるので物理的に不可能。必要なものを全部そろえるには多額の費用がかかり無理だろう。

第 2 次世界大戦の時にイギリスがドイツに対して

同じようなことをしたが無理だった。湾岸戦争の時もアメリカがイラク戦争にやったが全部はできなかった。

2. 「敵基地攻撃能力保有」は違憲

陸海空の戦力を持てば憲法違反になる。戦力とは、①潜在的能力説で戦争遂行のための手段すべてを含み、今はその学説は取り入れられていない。②超警察力説というのが憲法学会の通説で、戦争遂行目的の機能を持ち、多少とも組織的な武力又は軍事力を持つということである。政府の解釈は、「自衛隊のための必要最小限度の実力」だ。政府の解釈に立ったとしても空母化される護衛艦「いずも」「かが」や射程 500 キロのミサイル JSM を搭載できる F35 戦闘機は憲法違反になる。

3. 実質的改憲だ

専守防衛からも逸脱する。防衛白書には「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ（以下略）」となっている。実施的に憲法改正ということになる。

4. 安保法制との結合と危険

敵基地攻撃能力は、安保法制に基づく集団的自衛権行使の要件である「存立危機事態」に当たると 2015 年に国会で答弁をしている。存立危機事態となれば自衛隊法 76 条 1 項 88 条で武力攻撃が行われる。安保法制では「アメリカの抑止力・打撃力の欠如」が日本の存立危機にあたるとしているが、これが適応されれば世界中どこでも日本が武力行使に加担させられる。結局、米軍の一部化となる。

5. 「自衛」の概念は危険

自民党は「自衛」のために敵基地攻撃が必要と言っている。「自衛」ということが危険だと言っていく必要がある。

結局、「敵基地攻撃能力の保有」論は憲法にも違反し、これまでの「専守防衛」という政府の見解にも反し、米軍の一部化となる。コロナ禍で教育を受ける権利や医療などの予算を削減しており、日本は近隣諸国との関係改善に努力するべきで、敵基地攻撃などの平和ボケをした議論をしている時ではないと締めくくりました。